

## 人権文化推進計画の修正について

### 1 概 要

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会の結論を踏まえ、コミュニティセンターについて見直し、コミュニティセンター条例の改正を行ったことにより、平成 17 年 3 月に策定された人権文化推進計画のうちの同和問題の記載内容に関し、啓発について、組織改正及びコミュニティセンター条例改正等を踏まえ、市民啓発と企業啓発の一体的な推進や、区役所・専門機関等での取組など、行政内部や関係機関の連携による効果的、効率的な啓発活動の実施の内容を追加するとともに、コミュニティセンターの活用について、条例改正により削除しました。

さらに、人権文化推進計画の資料編の用語説明にあるコミュニティセンターの説明部分についても、条例改正により削除を行いました。

なお、京都市人権文化推進計画の策定から 5 年を経過する今年度内に、これまでの進捗状況を踏まえ、計画全体の修正を行います。

### 2 具体的な変更内容

#### (1) 第 2 章 各重要課題について

##### 同和問題

##### 今後の施策の在り方

(啓発) に、〔計画 18 ページ〕

- ・市民啓発と企業啓発の一体的な推進、身近な行政機関である区役所、個別の課題に応じた専門機関での取組など、行政内部や関係機関の連携による効果的、効率的な啓発活動の実施

を追加しました。

(2) 第2章 各重要課題について

同和問題

今後の施策の在り方

(コミュニティセンターの活用) について, [計画 18 ページ]

・「市民の自主的な取組の支援」, 「市民相互の交流と共生」, 「人権尊重のまちづくり」を視点とした, 人権文化の息づくまちづくりを進めるための市民の交流, 地域コミュニティ活動の拠点としての活用

を削除し,

**\*コミュニティセンター条例の改正により, 平成21年4月1日削除**

と追記しました。

(3) 資料編

用語説明

【コミュニティセンター】について, [計画 56 ページ]

従来, 隣保館として同和地区住民の社会的, 経済的, 文化的生活の向上を図るため, 生活相談をはじめとする各種の事業(隣保事業)を行ってきた施設で、平成14年度からは、隣保事業及び市民相互の間の交流を図るための事業を行うことにより, コミュニティ活動を振興するための施設として設置している。

を削除し,

**\*コミュニティセンター条例の改正により, 平成21年4月1日削除**

と追記しました。